

## 不利益処分に対する審査請求について

### 1 審査請求できる職員

一般職の職員（条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除く。）  
ただし、企業職員及び単純労務職員はできません。

### 2 審査請求の対象となる不利益処分

懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分です。

【例】 懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）

分限処分（免職、休職、降任）

訓告や嚴重注意など、懲戒処分に当たらないものは対象になりません。

### 3 審査請求ができる期間

審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければなりません。また、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることはできません。

### 4 審査請求の手続

次に掲げる事項を記載した審査請求書正副各1通を公平委員会に提出してください。

- (1) 処分を受けた者の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- (2) 処分を受けた当時の所属及び職
- (3) 処分を行った者の職及び氏名
- (4) 処分の内容及び処分を受けた年月日
- (5) 処分があったことを知った年月日
- (6) 処分に対する不服の理由
- (7) 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別
- (8) 地方公務員法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

なお、審査請求は、代理人によって行うこともできます。その場合は、委任状（代理人の資格（委任していること）について明らかにする書面）を審査請求書に添付して提出してください。

### 5 審査請求の取下げ

公平委員会が裁決を行うまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。

### 6 裁決

公平委員会は、事案を審査して裁決を行い、裁決書を当事者に送付します。

### 7 審査請求の流れ

- (1) 審査請求書の受付
- (2) 受理又は却下
- (3) 答弁書提出、反論書提出、準備書面の提出、証拠の申出
- (4) 口頭審理の実施 ※ 請求者が口頭審理を請求した場合
- (5) 裁決